公共料金などの領収書はいつまで保管？

どこのお宅にもある領収書の束。捨てどきが分からなく、ついついとっておきがちです。
そんなときは何のために保管するのか、保管する目的を考えてみると解決します！

１．「使用量」を比較したい場合

光熱費は季節によって変動します。
料金が高いと感じたら前年の同じ時期の領収書と見比べて、使いすぎかどうか判断する際に領収書があった方が便利です。
そうすると、最低でも過去１年分は保管しておいた方が良いかも知れません。

２．「請求額」を確認したい場合

口座引き落としにしていて、引き落とし金額に間違いがないか確認したい場合。
法外な金額でなければ、さほど気にする必要はないかも知れませんが、一般的に過払いの時の返還請求は２年で時効になります。
そう考えると過去２年分を保管しておけば、間違いがあったときに役立ちます。

3．問い合わせのために「お客様番号」等が知りたい場合

常に最新の領収書1枚を保管とします

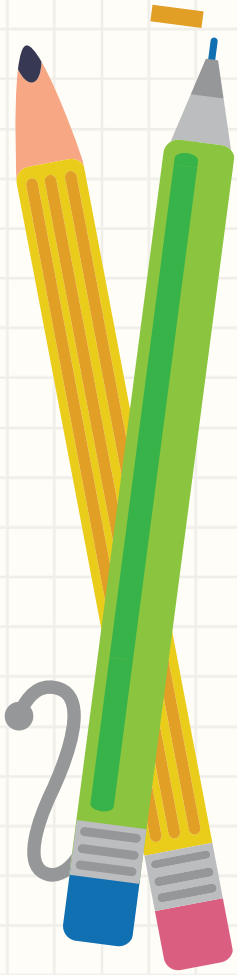

片づけのポイント

目的に合わせて保管しているとしても、１年分となると結構溜まります。
しかも、転記したり、集計したりするのは意外と手間がかかるものです。
あまり見直すことはないという人は、こんな方法で記録しておけば、溜まりがちな領収書を捨て易くなるのではないでしょうか。

- 写真を撮っておくかスキャンして、データで保管する
- 口座引き落としの場合は、小まめに記帳する
- カード支払いの場合は、利用明細をチェックする

チェックが済んだ時点で領収書自体は破棄してしまえば、紙が溜まることはありません。
「領収書を取っておけば安心！」という考え方を変えて、必要ない領収書は思い切って処分すると、引き出しがスッキリしてきます。
また、書類の保管期間は民法などを考慮したもので、あくまでも目安です。大事なのは元気なうちに、引き落とし口座はまとめて一本にしておくこと。その後の相続となったとき、通帳の数が少ないほど手続きが楽になります。何が引き落とされているか確認し、不要な通帳は解約しておくことをおすすめします。

ふくふく通信Vol.8付録 2018年冬号

ベリエストハート

- **ガス・電気：　最長2年**

光熱費の使用量は季節によって変動するため、年間通じて確認したいのであれば、少なくとも過去1年が必要になります。民法での過払い請求は2年で時効になりますので、最長2年保管すれば十分です。法外な金額でないことが確認できれば、使用量を記録し領収書の保管は不要です。
また、シニア世代にお得なプランを提供している場合もありますので、地域の情報を小まめにチェックしましょう。

- **水道：　最長5年**

水道局はお住いの地域の市町村の管轄となります。水道料金が高いなど、水道局に不服申し立てをできる期限は一般的に5年ですが、自治体によっては別途取り決めている場合がありますので、確認しておきましょう。使用量が前年・前月と大きく変動がなければ、電気・ガスと同様の保管期限で問題ありません。

- **電話（固定・携帯)：　最長2年**

民法での過払い請求は2年で時効になりますので、最長2年保管すれば十分です。
定額で契約している場合は、常に最新の領収書を一枚保管しておけば問題ないでしょう。

- **テレビ放送受信料：　最新のモノを保管**

定額で契約している場合は、常に最新の領収書を一枚保管しておけば問題ないでしょう。

- **医療費：　最長5年**

医療費控除を受ける場合、「医療費の領収書」の提示又は提出を求められることがありますので、確定申告期限から５年間、保管が必要です。医療費控除を受けない場合は、その限りではありません。

- **国税・地方税:　5年**

課税した税金の徴収権の時効は5年と規定されているため、各納税通知書、納付書、納税証明書、申告書等５年間保管しておけば原則的に問題ありません。

- **国民年金保険料：　老齢年金をもらうまで保管**

今後どのような制度改定・変更があるか分からないので、年金に関するものは長期保存を。

- **健康保険・介護保険料：1年（1月～12月）**

社会保険の領収書は、確定申告や年末調整の際に「社会保険料控除」を受ける時に必要なものです。役所から、払ったはずの保険料が「未納だ」と言われた際に証明する手立てがなくなることが考えられます。確定申告が完了するまでは保管しておきましょう。

- **クレジットカードの利用明細：　2年**

口座引き落としやクレジットカード払いの場合、領収書は発行されない場合があります。過払い請求の時効である2年間は保管しておきましょう。